

『法華取要抄』における略・広開近顕遠について

大平 宏 龍

目次

- 一、問題の所在
- 二、分文の実際
 - (I)天台大師の分文
 - (II)『法華取要抄』の分文
- 三、『啓蒙』等の解
- 四、『取要抄』の疑問点
- 五、『取要抄』の理解に対する私案
- 六、結語

一、問題の所在

日蓮聖人（一二三二～一二八二、以下、聖人）は『法華取要抄』⁽¹⁾（文永十一年、真存、以下、本抄）に

法華經ハ誰人ノ為ニ之ヲ説ク乎。⁽²⁾

と問を設け、まず迹門正宗八品の見方について、いわゆる順読・逆読の両意を示したあと、

問フテ曰ク、本門ノ心ハ如何。答ヘテ曰ク、本門ニ於テニノ心有リ。一ニハ涌出品ノ略開近顕遠ハ前四味並ビニ迹門ノ諸衆ヲシテ脱セ令ンガ為也。二ニハ涌出品ノ動執生疑ヨリ一半並ビニ寿量品分別功德品ノ半品。已上一品ニ半ヲ広開近顕遠ト名ク。一向ニ滅後ノ為也。⁽⁴⁾

とあって、本門の「心」⁽⁵⁾に両意あることを示されている。

この箇所は『本尊抄』の同様な論述の箇所と共に聖人の法華經観において非常に重要であり、過日、管見の一部を発表した所であるが、今回問題としたいのは、聖人がこの「広開近顕遠」と規定する經文上の分節の範囲に関してであり、言いかえると「広開近顕遠」とされる部分の文の範囲が天台大師の分文と異なると見られていることに関して管見を述べ、諸師の御批判を仰ぎたいと考えたことにある。この天台と聖人の見方の相違については、言うまでもなく聖人門下教学史上で問題となっており、例せば『録内啓蒙』⁽⁷⁾に詳細な論及があり、近くは故浅井円道博士も『日蓮聖人遺文辞典教学篇』の中の「開近顕遠」の項目中で違いのあることを認め、「一向滅後」ということを念頭に置いた判断であると思われる⁽⁸⁾とされており、広開近顕遠についての聖人の分文が天台大師と異なるという見方は、ほぼ定説となつていふように思われる。然し、果たしてそこには何の問題もないのであろうか。

二、分文の実際

論点を明確にする為に、まず天台大師と聖人の分文を確認しておきたい。

(I) 天台大師の分文

天台大師による分文の指示は『法華文句』第九卷にある。まず涌出品釈の初に、品名を釈したあとで

此ノ下ハ是レ大段第二ニ師門之近迹ヲ開ヒテ仏地之遠本ヲ顯ス。其ノ文ヲ三ト爲ス。一ニ此レ従リ下、汝等自
當因是得聞ニ至ルマデハ序段也。二ニ尔時釈迦告弥勒従リ下、分別功德品ノ弥勒ノ説ク十九行ノ偈ニ至ルマデ
ハ正説段也。三ニ偈ノ後従リ下ノ十一品半ハ流通段云。(9)

とあるのは、天台の法華經に対する全体の科文、即ちいわゆる一經三段と二門六段(二經六段)のうち、後者の場
合の中の本門三段についての指示であつて、周知の事柄ではあるが、図解すれば(A)、

序 段……………涌出品の初めから「汝當自當因是得聞」まで

正説段……………涌出品の後半「尔時釈迦告弥勒」(經文は「尔時釈迦牟尼仏告弥勒菩薩」)より分別功德品の
十九行の偈の終り「一切具善根以助無上心」まで

流通段……………偈の後、すなわち「尔時仏告弥勒菩薩摩訶薩」より勸發品の終り「作礼而去」まで

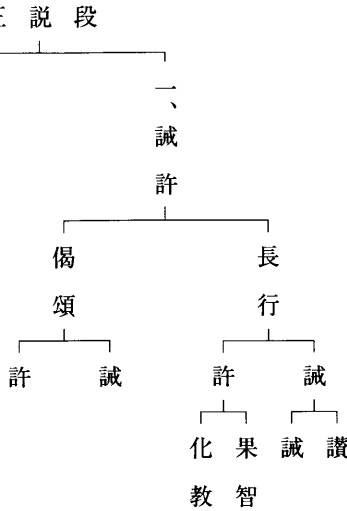
となる。このうち正説段(正宗分とも呼ばれる)の涌出品後半・寿量品・分別功德品前半が一口に「一品二半」と
称されることも周知のことである。

更に『文句』では、

尔時釈迦牟尼仏告弥勒ノ下、第二ニ正説ナリ。文ヲ二ト爲ス。先ニ長行、次ニ偈頌ノ誠許ナリ。後ニ正説。長

『法華取要抄』における略・広開近顕遠について

行ニ先ズ讚ヲ述べ次ニ誠。乱ス勿レ、怠ル勿レ、退スル勿レト誠シム。次ニ許。果智ヲ標ス。果智トハ如来ノ知見、知見ハ妙果ナリ。次ニ化教ヲ開ストハ宣示ナリ。⁰⁴
 とあるので、これによつて図解すれば（B）、正説段も更に二分され、



二、正説……「尔時世尊説是偈已」の下より以下、分別功德品の「一切具善根以助無上心」まで

ということとなる。

次には、

尔時世尊ノ下、第二八即チ正説段也。文ヲ三ト為ス。此レヨリ去テ寿量品ヲ尽クスマデハ正シク近ヲ開シテ遠ヲ顯ス。二ニ分別品ノ初ハ総ジテ法身ノ記ヲ授ク。三ニ弥勒、総ジテ領解ヲ申ブ。初二又二。先ズ略シテ近ヲ

開シ遠ヲ顯セバ執ヲ動ジ疑ヲ生ズ。次ニ広ク近ヲ開シ遠ヲ顯セバ惑ヲ断ジ信ヲ生ズ。略ニ又二。一ニ略開、二ニ疑ニ因テ更ニ請ス。略開ニ就テ長行偈頌アリ。⁽¹⁵⁾
 とあるので、これは、

第二正説
 一、正開近顯遠……………「尔時世尊說是偈已」⁽¹⁶⁾より以下、如来寿量品の終りまで
 二、総授法身記……………分別功德品の初より「歌無量頌讚歎諸仏」⁽¹⁷⁾まで
 三、弥勒総申領解……………「尔時弥勒菩薩從座而起」⁽¹⁸⁾よりあと「一切具善根以助無上心」⁽¹⁹⁾まで
 (C) となり、更に、

正開近顯遠
 一、略開近顯遠動執生疑……………「尔時世尊說是偈已」より涌出品の終りまで
 二、広開近顯遠断惑生信
 となり、また略開の下が、

略開近顯遠
 一、略開近顯遠……………「尔時世尊說是偈已」より「我從久遠來教化是等衆」⁽²⁰⁾まで
 二、因疑更請……………「尔時弥勒菩薩摩訶薩」⁽²¹⁾より品末まで

のように分節(D)されている。これらは後述のように問題となる所である。

『法華取要抄』における略・広開近顯遠について

次に、

略解ニ就テ長行偈頌有り。(中略) 長行ハ双答双釈、文ノ如シ。(中略) 偈ハ八行半。初ノ五行半ハ両問ニ答スルヲ頌シ、下ノ三行ハ双釈ヲ頌ス。²²

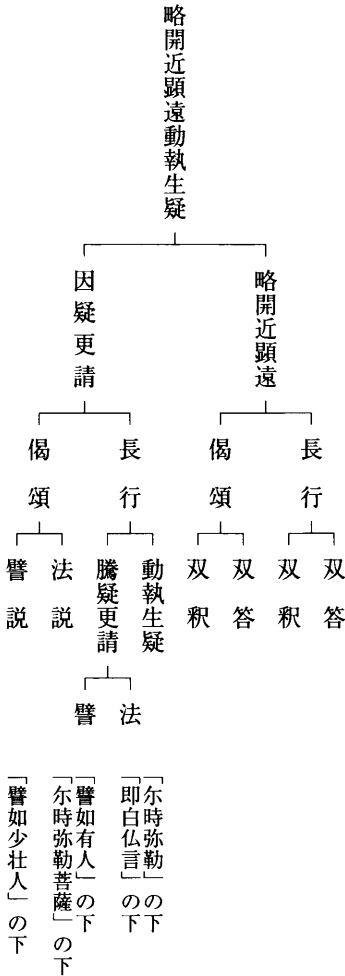
とあつて、長行・偈頌共に子弟・處所の答・釈(双答・双釈)となっている。

更に、

尔時弥勒ノ下ハ疑ニ因テ更ニ請ス。長行偈頌有り。長行ヲ二ト為ス。一ニ疑、二ニ請ナリ。上ノ菩提樹下、乃教化之、今皆住不退ヲ聞キ、又我從久遠來教化是等衆ヲ聞ク。此ノ二説ヲ聞ヒテ執ヲ動ジ疑ヲ生ズ。白仏ノ下ハ疑ヲ騰ゲテ更ニ請ス。又二。一ニ法、二ニ譬。²³

偈十四行ハ上ノ法譬ヲ頌ス。五行ハ法説ヲ頌シ、九行ハ譬説ヲ頌ス。²⁴

とある故に、



等と図解（E）される。

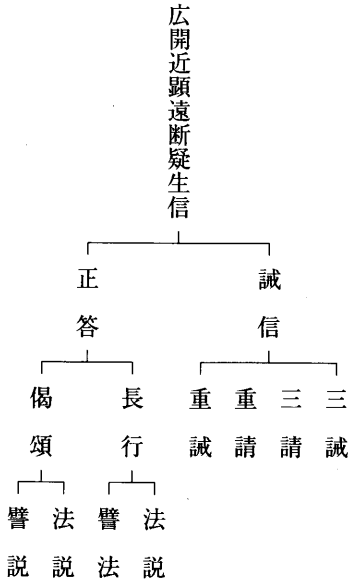
次に寿量品については、

広ク近ヲ開シテ遠ヲ顕ス。文ヲ二ト為ス。先ニ誠信、次ニ正答ナリ。（中略）此文二三誠三請重請重誠アリ。

（中略）正答ニ長行偈頌有り。長行ヲ二ト為ス。法説譬説ナリ。²⁸³

偈ニ二十五行半アリ。上ノ法譬ヲ頌ス。初ノ二十行半ハ法説ヲ頌シ、次ノ五行ハ譬説ヲ頌ス。²⁸⁴

とあつて、



のよう（F）に、天台大師の分文にあつては、広開近顯遠とは寿量一品を内容とするのである。

(II) 『法華取要抄』の分文

そこで聖人の『法華取要抄』における分文を検討すると、まず前掲のように、

涌出品略開近顕遠前四味並迹門諸衆為令脱也

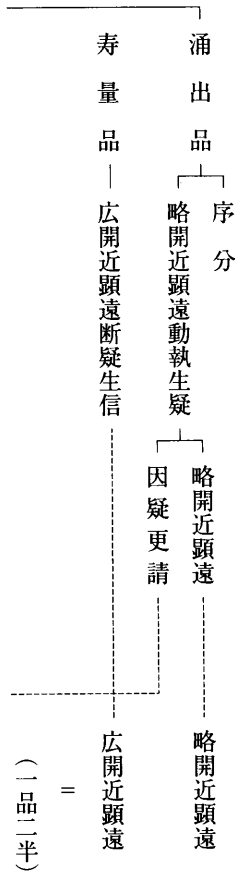
とある故に、天台の科文の通りに涌出品の後半を略開近顕遠と規定するのかと思えば、次に、

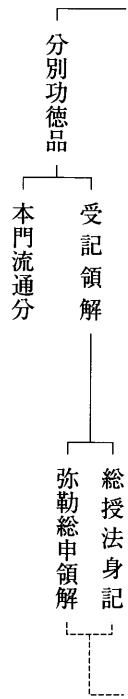
涌出品動執生疑一半並寿量品分別功德品半品 已上一品二半名広開近顕遠

とある故に、右の略開近顕遠の経文とは、「尔時世尊説是偈已」より「我住久遠来教化是等衆」までの部分（即ち後掲の如く狭義の略開近顕遠）のことであり、それ以降、即ち因疑更請と科された「尔时弥勒菩薩摩訶薩」より涌出品の末尾まで（狭義の動執生疑の経文）が、広開近顕遠に属する経文とされたのである。このうち長行の前半が動執生疑と科されているのは、先の引用文と図解で明らかであり、今の「涌出品動執生疑一半」とは、この箇所のことと考えられるのである。そうすると、本抄からする分文は、

(天台)

(宗祖)





ということとなり、略開近顯遠・広開近顯遠の各経文、一品二半、それぞれの用語が天台の意味する所と異なることとなる。即ち、天台の広開近顯遠の経文とは先にみたように寿量品一品を指すのであり、一品二半は本門の正宗分を意味し、従つて天台の一品二半には略開近顯遠の経文も含まれる訳であるが、本抄の意では、略開近顯遠の経文と一品二半（広開近顯遠の経文とされる）の文とは別ということになるのである。

三、『啓蒙』等の解

当面の問題に関わる『録内啓蒙』の論及は卷第十八、即ち観心本尊抄の第三の内にもみえるが、卷第二十の法華取要抄に詳しい。

ここでは、『法華取要抄』から「答云於本門有二意等」と本文をあげて、

此一段ノ文ヲハ涌出品ノ啓運鈔二具ニ料簡セリ。今初心ノ為ニ要ヲ取テ此ヲ引キ且ツ潤色ヲ加シ（和刻本一四ウ〜一五ウ）

といい、詳しく論評している。然し、問題となっているのは、略開近顯遠は前四味、並びに述門の諸衆の脱益の為に説かれたとすることと、略開近顯遠・広開近顯遠・一品二半の経文上の分節が、天台大師の『法華文句』の定義

『法華取要抄』における略・広開近顯遠について

と異なるということの二点に大別できる。

そこで前者については、

啓運鈔三十九ニ云ク、法華取要抄ニ云ク、本門ニ於テ二意有リ。一ニハ涌出品ノ略開近顕遠ハ前四味並ニ迹門之諸衆ヲ脱セ令メンカ為也等矣。難シテ云ク、此御釈不審也。略開近ハ是諸大菩薩ヨリ教化是等衆マテ也。此ノ旨ヲ聞ヒテ弥勒ヲ初ト為シテ無数ノ菩薩、心生疑惑怪未曾有スル也。全ク等妙ニ入テ得脱ストハ見ヘサル也。何ソ此時尔前迹門ノ大菩薩等其外ニ乘諸天龍王等マテ脱トハ判シ玉フ乎。又其ノ得脱ノ姿如何(一五ヲ)と問い、「義云」として大段を分つ時は、涌出品は略開近動執生疑、寿量品は広開近斷疑生信で分別品に「聞仏寿量長遠得大鏡益ト云ヘリ、此品ハ疑惑マテ也」として、更に議論を展開するが、

凡利鈍ノ兩機略開近広開近ノ二時ニ歷テ得道スル義ナルヘシトイヘトモ今広開近一向滅後ノ判ニ対センカ為ニ在世ノ脱益ヲ略開近ニ主ツケ玉フナルヘシ(一五ウ)

としている。つまり広開近顕遠が一向に滅後の為であることの強調の為に、略開近顕遠を脱益としたとの解である。

次に分文については、

又啓運鈔ニ云ク、取要抄ニ云クニニハ涌出品ノ動執生疑ノ半品至一向滅後ノ為也矣。難シテ云ク、此ノ文重々疑有リ(一六ウ)

として、以下四箇条の疑点をあげる。私に要約すれば、

一、「文句」では略開近顕遠動執生疑とするが、本抄で「略開近顕遠」は脱、「動執生疑」は滅後の為と分けて解するのはなぜか。

二、「動執生疑」とは略開近顕遠について言われたことであるのに、なぜ寿命品・分別品の前半と共に「広開近顕遠」の内のこととされているか。

三、一品二半とは正しく在世の脱益をいうのに、なぜ一向に滅後の為と云って「在世」に属することとしないのか。

四、「本尊抄」では一品二半を「彼脱彼一品二半」と云って在世の衆の脱益を明す経文としているが、本抄と相違するのはなぜか。

以上について、『啓運抄』の会通を紹介するが、第一については、経にその意があり、疏の文でも「略開」を二とし、一が略開、二が因疑更請としているので、分けてもよいとする。これは後述の如く、『啓蒙』も採用する所であるが、論点が異なるので回答にはならない。

第二についても「常ノ分文ニハ小違タレトモ其ノ意無キニ非ザル也」と苦しい。

第三については、『本尊抄』からする難問であるとする。『取要抄』の意は略開近は在世の脱の為であり、動執の文は一向に滅後の為であるという。「寿命品ノ一品二半ハ始ヨリ終ニ至ルマデ正シク滅後ノ衆生ノ為也」等とあるのはその意であるという。

第四については『本尊抄』に一品二半も題目も共に純円の法とされ、種脱の異とされているが、同抄で「本門序正流通俱以末法之始為詮」等とある故に、序も略開も末法の為ということであるという。更には「彼此ノ両所ノ御釈一同二一品二半総シテ十四品乃至迹門十四品一部八卷共ニ我等カ為ソト云法門カ釈尊出世ノ本意、滅後ニ於テ聖人御出世ノ本意ノ法門也」などと言っているが、それは『本尊抄』に「本門序正流通俱以末法之初詮為」というその理由が上行要付の教義にあることを明確にしない為に『本尊抄』の本意を誤って直ちに一部が末法の為というよ

うな展開となつたといふべきであらう。

さて『啓蒙』は続いて、

今云澄師ノ料簡尤其旨ヲ得タリ。更ニ潤色ヲ加ヘハ略開近顕遠ノ言、文句ニ於テ惣別ノ兩向アリ（一七ウ）と、『法華文句』の科文に広狭両義あることを指摘している。即ち、

初（引用者注。本門正説を三とする中の第一をさす）又二、先ハ略開近顕遠シテ執ヲ動ジ疑ヲ生ズ。次ニ広開近顕遠シテ惑ヲ断ジ信ヲ生ズ。是ハ寿量ノ広開ニ対シテ涌出品ノ終マテヲ惣シテ略開近等名ルナリ。（中略）又文句云略又二、一ニハ略開、二ハ疑ニ因テ更ニ請ス。略開ニ就テ長行偈頌有リ文。是ハ別シテ教化是等衆ノ文マテヲ略開トスルナリ。動執生疑ノ言モサキノ如ク略開近ノ当躰ヘツケテ惣シテ心ニ属スル意ト、又尔時弥勒至心生疑惑ヨリ下ヲ別シテ動執生疑トスルト兩向アリ（後略）（二八ウ）

等と指摘し、更に迹門開三顯一に於ても同じように惣別の科があると示し、

今ノ御書ノ前後亦略開近ニ就テ惣別ノ意ヲ顯シ玉ヘリ。初ニハ略開近ト動執生疑トヲ分テ二トシ玉フ。是レ則チ別ノ義ニ約スル意ナリ。下ノ文ニ雖然略開近顕遠動執生疑之文云然諸等ト遊セルハ涌出品ノ終マテヲ略開近等名ケ玉ヘルカ故ニ文句ノ通ノ義ニ当ルナリ。但動執以下ヲ広開近ニ属シ玉フ事文句ト異ナルノミ。而モ次下ノ問ニ為誰人演説広開近顕遠寿量品乎ト遊セルハ亦天台ノ寿量ヲ広開近トセル一途ニ順シ玉ヘル御判ナリ。然ルニ新意ヲ點示シテ動執以下ヲ広開ニ属シ玉ヘル事尤経旨ニ附順セリ。天台ハ略開近ニ依テ動執致請スル便ニ随テ略開ノ下ニ属ストイヘトモ吾祖ハ動執致請ニ依テ寿量ノ説興ル故ニ広開近ニ属シ玉ヘリ（一九ウ）

等といつて、惣別の使い分けの上に、動執以下の所を結前生後の文の如く解することによって、天台と聖人の解釈の相違を会通し、更に、

今ノ御所判亦深ク吟味スルニ動執生疑ノ文ハ寿量開迹顯本ノ近由ナルカ故ニ、疑請正答一連相對ノ便アルカ故ニ、又滅後正意ノ類文アルカ故ニ、広開近ニ属シ玉ヘル事尤モ所以有リ。略シテ三義ヲ示ス。後学更ニ工夫シテ條目ヲ添加スベシ(二〇ヲ)

等と念積している。

『啓蒙』は『啓運抄』の説を踏まえて、更に引用の科文に惣別あることに言及することは注目すべき事と思われるが、然し、それは聖人の分文が天台と異なることを前提の議論であり、果してそれで解決するのであるかというのが、私の問題提起である。

四、『取要抄』の疑問点

以上を確認した上で、改めて本抄の文に向かう時、幾つかの疑問が生じてくる。

第一に、既に『啓蒙』が『啓運抄』を踏まえて論じているように「略開近顕遠」「動執生疑」の語の用い方には上位概念・下位概念という如き厳密な意ではないにしろ、天台の分文では同語異義の用法がみられるのであり、前掲の如く『啓蒙』は「総別」の語を用いて区別している所である。具体的に言えば、図解CDでわかるように、「略開近顕遠」(『啓蒙』の総)は更に「略開近顕遠」(『啓蒙』の別)と「因疑更請」の部分に分かれるのであり、単に「略開近顕遠」というだけでは厳密に、経文上のどの範囲を指すのか不明であるといわねばならず、従って「略開近顕遠動執生疑」の「動執生疑」も、「略開近顕遠」と「因疑更請」との両方を合した場合か、両者別々の謂なのかが、厳密には問われることとなるであろう。

『法華取要抄』における略・広開近顕遠について

それ故に、聖人が「略開近顕遠」「広開近顕遠」等と言われる場合、もし経文を分節することに主眼があるならば、もつと厳密に指示されたのではなからうか。然るに後述の如く、幾つかの疑点が存在するのであり、『啓蒙』の如く総別を付度しなければならぬような解釈は、私には釈然としないのである。

第二に、本抄の「広開近顕遠」の心を説明した箇所では、

然リト雖モ略開近顕遠動執生疑ノ文ニ云ク、然レトモ諸ノ新發意ノ菩薩、仏ノ滅後ニ於テ若シ是ノ語ヲ聞カ

ハ、或ハ信受セズシテ法ヲ破スル罪業ノ因縁ヲ起サン等云

27

と引用があるが、これは天台の分文では略開近顕遠動執生疑の下の因疑更請のなか、長行の騰疑致請中の文で、細かな科文では「譬説」中の合譬、即ち「遠譬に合す」とされた所の文章である（D、E参照）。もしこの箇所をも、聖人のいう略開近顕遠に含めるとすると、涌出品で残る所は、最後の十四行の偈のみとなり、聖人が「涌出品動執生疑一半竝寿命品分別功德品半品已上一品二半名広開近顕遠」というのは、実質とあわない恐れがある。それ故に、聖人のいう「略開近顕遠」とは狭義の略開近顕遠の部分であり、「涌出品動執生疑一半」とは広義の略開近顕遠の下の第二「因疑更請」の部分（品末まで）28と解さねばならないのである。

そうすると、今の引用文「雖然略開近顕遠動執生疑之文云然諸新發意……」は、天台の分文では確かに「略開近顕遠動執生疑」の文中であるが、聖人の定義では「広開近顕遠一品二半」の方に属することとなるのは明らかである。それならば一度「広開近顕遠」中の文と規定したあと、なぜまぎらわしく、また天台の分文の通り「略開近顕遠」等と示されたのであろうか。それは『啓蒙』の如く、結前生後と解することで解決するのであろうか。私にはやはり釈然としない。

第三に、聖人の分文が、先にみた通り、狭義の略開近顕遠の経文の箇所を除く一品二半を広開近顕遠とし、それ

が一向に滅後の為であるというのは、『本尊抄』に「再往見之不似迹門本門序正流通俱以末法之始為詮」とあるのと矛盾しないであろうか。卒爾にみると、本抄の略開近顕遠と広開近顕遠とは『本尊抄』にいう本門の一往・再往に対応するようにみえるが、聖人の略開・広開を天台とは異なる分文であるとみる限り、言う所の「已上一品二半名広開近顕遠、一向為滅後也」⁽³¹⁾、「寿量品一品二半自始至終正為滅後衆生、滅後之中末法今時日蓮等為也」⁽³²⁾の文意は『本尊抄』の「本門序正流通俱以末法之始為詮」の文と矛盾しているとみなければならぬ。なぜならば、前に確認した通り、聖人の分文が、天台と異なるものという前提であるならば、いう所の略開近顕遠の経文の箇所は、広開近顕遠の経文の箇所とは別であり、その広開近顕遠の経文の箇所のみが滅後末法の為ということとなり、略開近顕遠の経文の箇所は脱益の為ということとは在世の為ということとなるからである。一方、『本尊抄』では「以本門論之一向以末法之初為正機」とした上での一往・再往であり、再往は「再往見之不似迹門、本門序正流通俱以末法之始為詮」であるから、『取要抄』の略開近顕遠と広開近顕遠の分文が、天台と異なるとみる場合には、『本尊抄』の文意とは合致しないとみなければならぬ。

然るに、もし天台と同じ分文ということであれば、一品二半の内に、涌出品の略開近顕遠の経文も含まれる故に、何等矛盾は生じない。その場合の関係は、既に拙稿⁽³³⁾で管見を述べた所である。

第四に、本抄の「已上一品二半名広開近顕遠」⁽³⁴⁾の一品二半について、他の箇所ではどうであろうか。本抄ではまた「広開近顕遠寿量品」⁽³⁵⁾とあり、「寿量品一品二半」⁽³⁶⁾ともある。後者の両例は、聖人独自の規定でも無理なく解されるし、又、天台の分文の意のままとしても同様に解釈が可能である。

ところで「一品二半」の語は「法華經大意」⁽³⁷⁾、「観心本尊鈔文科」⁽³⁸⁾、「御義口伝」⁽³⁹⁾にも出ているが、これらは文献的に問題があるので別として、『本尊抄』には「自一品二半之外名小乗教邪教未得道教覆相教」⁽⁴⁰⁾「在世本門末法之初一

同純円也但彼脱此種也彼一品二半此但題目五字也」の二箇所に出ており、関連事項として「又本門十四品一經有序正流通涌出品半品為序分壽量品前後二半此為正宗其餘流通分也」を挙げることができる。この『本尊抄』の用例は、特に厳密に一品二半という経文の範囲を規定することもなく、常識的に用いられており、『本尊抄』でみる限りは、天台の分文のあり方をそのまま踏襲していると考えた方が自然であろう。そうだとすれば、この後、なぜ聖人は『取要抄』で分文の定義を変えたのであろうか。それとも、『本尊抄』の一品二半等も、聖人の独自の一品二半なのであろうか。然し、この場合は、『本尊抄』の「本門序正流通俱以末法之始為詮」等の意に照らして、疑問が生じるのは前述の通りである。

五、『取要抄』の理解に対する私案

本抄にみえる略・広開近顕遠及び一品二平等の解釈について疑問を提起してきたが、結局『啓蒙』も指摘しているように、聖人独自の解とされる根拠は、冒頭に引用した広開近顕遠の定義とみられる一文のみであって、他の所は聖人の独自の解とされる所でも、天台の解のままでも、どちらでも解釈が可能であるといえるのである。

これについては確かに天台の分文と異なる分け方であるように受けとめられるのであるが、然し、先の疑点をふまえて、別の解釈は出来ないものであろうか。

そこで注目すべきは、そもそも、

自方便品至于人記品八品有二意。⁴⁵

問曰本門心如何。答曰於本門有二心。⁴⁶

問曰略開近顕遠心如何。⁴⁷

等と、「意」「心」を問題として、これを考慮すれば、天台の分文そのものを変更しようとしているのではなく、換言すれば天台の分文をふまえつつ、その意味するところを聖人が独自に取り出そうとしていることではなからうか。

既に先学によって指摘されているように、聖人は「略開近顕遠の心」を、

文殊弥勒等ノ諸大菩薩・梵天・帝釈・日・月・衆星・龍王等、初成道ノ時ヨリ般若経ニ至ル已来ハ一人モ釈尊ノ御弟子ニ非ズ。此等ノ菩薩天人ハ、初成道ノ時、仏未ダ説法シタマハザル已前ニ不思議解脱ニ住シテ我^レ与^ト別^トニ別^トニ教ヲ演説ス。釈尊其後ニ阿含・方等・般若ヲ宣説シタマフ。然リト雖モ全ク此等ノ諸人ノ得分ニ非ズ。既ニ別^トニ教ヲ知りヌレバ蔵通ヲモ又知レリ。勝ハ劣ヲ兼タル是ナリ。委細ニ之ヲ論ゼバ或ハ釈尊ノ師匠ナル歟。善知識トハ是レナリ。釈尊ニ随フニ非ズ。法華経ノ迹門ノ八品ニ来至シテ始メテ未聞ノ法ヲ聞ヒテ此等ノ人々ハ弟子ト成リヌ。舍利弗・目連等ハ鹿苑自^リ已来、初發心ノ弟子ナリ。然リト雖モ權法ノミヲ許セリ。今法華経ニ来至シテ実法ヲ授与シ、法華経ノ本門ノ略開近顕遠ニ来至シテ華嚴自^リノ大菩薩・二乗、大梵天・帝釈・日・月・四天・龍王等、位妙覚ニ隣リ又妙覚ノ位ニ入ルナリ。若シ尔レバ今我等天ニ向ツテ之ヲ見レバ生身ノ妙覚ノ仏ガ本位ニ居シテ衆生ヲ利益スル是ナリ。⁴⁸

と略開近顕遠に至って「位隣妙覚」「妙覚」と、脱益正意として、これは天台の「動執生疑」とは異り、久遠下種以来の教化の極脱の姿をそこにみているわけである。それ故に、日月衆星を生身の仏とみて敬う聖人の信心が表明されているわけでもあろう。⁴⁹

それに続いて、

『法華取要抄』における略・広開近顕遠について

問フテ曰ク、誰人ノ為ニ広開近顕遠ノ寿量品ヲ演説スルヤ。答ヘテ曰ク、寿量品ノ一品二半ハ始ヨリ終ニ至ルマデ正シク滅後ノ衆生ノ為ナリ。

等とある。ここにおいて、「広開近顕遠ノ寿量品」と「寿量品ノ一品二半」が同じ經文を指すものとみられ、「広開近顕遠」の寿量品の立場でみた「一品二半」の意が汲みとれるのではなからうか。更にこの意を説明せんとして、然リト雖モ略開近顕遠動執生疑ノ文ニ云ク、然レドモ諸ノ新發意ノ菩薩、仏滅後ニ於テ若シ是ノ語ヲ聞カバ或ハ信受セズシテ法ヲ破スル罪業ノ因縁ヲ起サン等云。文ノ心ハ寿量品ヲ説カズンバ末代凡夫皆惡道ニ墮チン等也。寿量品ニ云ク、是ノ好キ良業ヲ今留テ此ニ在ク等云。文ノ心ハ上ハ過去ノ事ヲ説クニ似タル様ナレドモ此文ヲ以テ之ヲ案ズルニ滅後ヲ以テ本ト為シ、先ズ先例ヲ引クナリ。

とあつて、このあと分別功德品「惡世末法時」等、法華經が末法の人の為であることを示す文、涅槃經の七子譬等を引き、末代には「上行菩薩所伝妙法蓮華經五字」が広まるべきことを述べているのである。「広開近顕遠寿量品」あるいは「寿量品一品二半」について述べるのに、あらためて「略開近顕遠動執生疑」の文を引くというのは、聖人独自の分文の意ではなくやはり天台の分文の通りとみて、略開近顕遠中の文意も寿量の文によつて滅後の為であることがわかることを述べたものと考えた方がよいのではないか。つまり略開近顕遠の文は広開近顕遠の寿量品の文意で照射するとき、眞の意味が顕れ、一品二半も滅後の為であることが明らかとなる、ということであろう。換言すれば、先に考えたように、⁵⁰地涌の菩薩の出現を、寿量品の意、並びに分別功德品の増道損生の意より遡つてみるとき、無始の九界の開顯として、一切の九界の衆生の本門における成道を明すものとみられる故に、略開近顕遠を脱益と解し、それをも含む一品二半を、末法下種の教義の上より滅後末法の為とされたものと思われる。

その場合、『本尊抄』で「在世本門・脱・一品二半」と、「末法之初（ノ本門）・種・題目五字」が対照されてい

るのを参照すれば、この場合の「寿命品一品二半」が、末法之初（ノ本門）に比定されることは明らかで、『本尊抄』では末法之初（ノ本門）は「本門序正流通」（実質は本門八品）であるから、この場合の一品二半は「本門序正流通」本門八品中の一品二半ということになる。一品二半が滅後の為というのは、『取要抄』の後文でいう「上行菩薩所伝の妙法蓮華經の五字」を明かすからであるが、一品二半のみでは上行付属が出ず、涌出品の止善男子から始まって神力囑累に終わるのが上行付属である故に、必ず「本門八品中の一品二半」でなければ滅後末法の為とはならないのである。而して上行付属はその根拠としての久遠下種がなくてはならぬ道理で、それに重点をおけば開近顕遠一品二半が問題となり、付属に重点をおけば本門八品が問題となる。『取要抄』と『本尊抄』でとりあげられた経文の相違はこの点にあると考える。

そこで今試みに当面の文について「心」を補って

於本門有二心、一涌出品略開近顕遠（心）前四味並迹門諸衆為令脱也、二涌出品動執生疑一半並寿命品分別功德品半品已上一品二半名広開近顕遠（心）、一向為滅後也

という文とみれば、無理に天台の分文と異なるものとせずとも解釈が可能かと思われる所である。

この解釈を傍証するのが、『法華取要抄』の草案として、曾て身延に真蹟が存在したことが明らかな二種のうち、単に『取要抄』と呼ばれる一本の、当該の箇所、即ち

二涌出品下半品並寿命品分別功德品半品已上一品二半名広開近顕遠等也

と「等」の字がある。⁵⁰これは都守基一氏が『法華取要抄』の草案について」と題する論文の中で紹介されている所であるが、これがまちがいない所とすると、私見を強く支持する資料となると考えるのである。即ち、分文でいうと、一品二半の中には略開近顕遠、広開近顕遠及び總授法身記と弥勒總申領解が含まれている（C・D）が、内

容としては寿量品の広開近顕遠が中心となるので「広開近顕遠等」と示されたものと解することができると言えよう。即ち、少くともこの「草案」の時点での聖人は、天台と異なる分文など考えていなかったとみてよいのではなかろうか。もともと草案の『取要抄』が、現存真蹟本の『法華取要抄』となっていることについては更なる検討が必要であろうが、ともかく、『法華取要抄』の略・広開近顕遠の分文は天台と同じであり、その「心」について、聖人の独自の見解が示されたのであると解することで、本抄の場合は無論、『本尊抄』など他の遺文の解釈も無理なく行われる故に、この観点をとることが、日蓮聖人の真意ではないであろうか。

六、結 語

以上、『法華取要抄』にみられる略開近顕遠・広開近顕遠・一品二半等の、經文上における分文について、聖人のそれが天台と異なるという定説に対し、天台と同じであると解すべきであるという私見を提起し、大方の御批判を仰ぐものである。

更に本抄が「開近顕遠」という法義について、但に本仏釈尊の久遠実成の開顕のみならず今日一代の説法の根源を過去五百塵点の当初に求めるということを意味するものと解し、そこから開近顕遠とは未来滅後末法の為であることを述べていることは聖人のいわゆる顕本義を論ずる時に必ず注意しなければならぬ点と考えるが、これについては稿を改めたい。

註

- (1) 原文は漢文体であるが、原則として第一回目は書き下し文で引用する。
- (2) この「法華経は滅後末法の日蓮等の為に説かれた経である」ということの意味については、拙稿「法華経は末法日蓮等が為“私考”」（『興隆学林紀要』第十二号、平成十八年）に於て、私見を述べた。遺憾ながら校正に不備があったが、趣旨には変りなく、従来あまり明瞭でなかった点を明らかにし得たと考える所であり、本論文の趣旨と併せて大方の御批判を仰ぎたい。
- (3) 迹門が再往滅後末法の為（『本尊抄』の「迹門の一往、再往」は『取要抄』の「迹門の順読、逆読」に対応）であるとは、本門が滅後末法の為であることの強調の為にまず問題とされたものであることは、前掲拙稿四頁、並びに同註⁽¹⁵⁾参照。『本尊抄』『法華取要抄』共に同じ趣旨と考えられる。
- (4) 『昭和定本日蓮聖人遺文』（以下「定遺」）八三頁。
- (5) 「略開近顕遠」と「広開近顕遠」は、天台の分文によるのであるが、その「心」とは、一往は天台が経文を分節するに当って根拠となった考え方を意味するものでなければならぬが、聖人はそれを改めて「法華経は末法日蓮等が為」とする見方からの解釈を示そうとされたわけで、経文をどのように分節するかが当面の問題ではなく、「開近顕遠」という法義の改めての解釈が重要なのである。故に今の場合は天台の分文は一往の手がかりであり、その「心」の相違の解明こそ、ここでの主眼点とみるべきではなからうか。猶、前掲拙稿一三頁参照。
- (6) 『定遺』七一四～七一五頁、及び七一九頁。猶、前掲拙稿二～一〇頁参照。
- (7) 安国院日講『録内啓蒙』第二〇卷一四ウ～二〇ウ

- (8) 『日蓮聖人遺文辞典教学篇』一四一頁 c
- (9) 『大正新脩大藏經』(以下『正藏』)三四卷一二四頁 c
- (10) 『正藏』九卷四一頁 a
- (11) 『正藏』九卷四四頁 c
- (12) 『正藏』九卷四四頁 c
- (13) 『正藏』九卷六二頁 a
- (14) 『正藏』三四卷一二六頁 a
- (15) 『正藏』三四卷一二六頁 b
- (16) 『正藏』九卷四一頁 a
- (17) 『正藏』九卷四四頁 b
- (18) 『正藏』九卷四四頁 b
- (19) 『正藏』九卷四四頁 c
- (20) 『正藏』九卷四一頁 b
- (21) 『正藏』九卷四一頁 b
- (22) 『正藏』三四卷一二六頁 b
- (23) 『正藏』三四卷一二六頁 b } c
- (24) 『正藏』三四卷一二七頁 a
- (25) 『正藏』三四卷一二九頁 b } c

- (26) 『正藏』三四卷一三五頁c
- (27) 『定遺』八一四頁
- (28) 聖人の分文はこう解しなければ理解できない。一例として、高田恵忍著『日蓮聖人遺文全集講義』第一三卷四二頁の図解は、天台大師と本抄の分文の比較に便利である。
- (29) 『定遺』七二五頁
- (30) 「以本門論之一向以末法之初為正機、所謂一往見之時以久種為下種大通・前四味・迹門為熟至本門令登等妙、再往見之不似迹門、本門序正流通俱以末法之始為詮」『定遺』七二五頁
- (31) 『定遺』八一三頁
- (32) 『定遺』八一四頁
- (33) 註(2)参照
- (34) 『定遺』八一三頁
- (35) 『定遺』八一四頁
- (36) 『定遺』八一四頁
- (37) 『定遺』二〇二二頁
- (38) 『定遺』二〇九七頁
- (39) 『定遺』二六二九頁
- (40) いずれも『定遺』第三卷所収
- (41) 『定遺』七一四頁

『法華取要抄』における略・広開近顕遠について

- (42) 『定遺』 七二五頁
- (43) 『定遺』 七一四頁
- (44) 『啓蒙』 二〇卷一九丁ヲには「但動執以下ヲ広開近顕遠ニ属シ玉フ事文句ト異ナルノミ」とある。
- (45) 『定遺』 八二三頁
- (46) 『定遺』 八二三頁
- (47) 『定遺』 八二三頁
- (48) 『定遺』 八一三〜八一四頁
- (49) 都守基一前掲稿『法華取要抄』の草案について（『大崎学報』第一五四号）一一六頁
- (50) 前掲拙稿一四頁参照
- (51) 都守基一前掲稿八五頁b 但し真蹟本『法華取要抄』（法蔵館刊『日蓮聖人真蹟集成』第一卷一九五頁）では「広開近顕遠」の遠の字のえ（しんにゅう）の下と本紙の下端の間にほとんど余白がない。然し前後からして、その下に「等」の字があったようにもみえない。猶、大石寺所蔵の日興書写本は遺憾ながら未詳である。

〈キーワード〉 法華取要抄 観心本尊抄 開近顕遠 一品二半 分文〉

拙稿は平成一七年九月六日、法華宗教学研究所総会において「『法華取要抄』における略・広開近顕遠について」と題して発表した原稿を補訂したものである。

平成一九年二月二三日

『法華取要抄』における略・広開近顕遠について